

## 5. (1) 6 カ月据置定期預金 (バリュー A) 規定

### 1. (預金の預入れ等)

6 カ月据置定期預金 (以下「この預金」といいます。) の預入れは 1 口 1 円以上 1,000 万円未満とします。当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも預入れができます。この場合、必ず通帳を持参してください。

### 2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の 6 か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金 (一部引出をしたときはその引出後の預金残金。以後同様とします。) の一部引出は、預入日の 6 か月後の応当日から通帳記載の最長預入期限までの間に請求してください。
- (3) この預金は、最長預入期限が到来したときは自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から最長預入期限の前日までの日数および通帳記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって 6 か月複利の方法により計算し、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を預入日の 6 か月後の応当日以降、最長預入期限前に一部引出する場合には、その利息は、一部引出する元金部分について預入日から一部引出日の前日までの日数および預入日における店頭表示の次の預入期間に応じた利率によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金 (一部引出預金) とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

- ① 6 か月以上 1 年未満
  - ② 1 年以上 2 年未満
  - ③ 2 年以上 3 年未満
  - ④ 3 年以上 4 年未満
  - ⑤ 4 年以上 5 年未満
- (4) この預金を共通規定 8. (1)により預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - (5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 4. (通帳の効力)

最長預入期限に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳記載の当該預金は無効となります。

以 上